

## 本章のポイント

## 第1節 生涯を通じた男女の健康

- 乳児死亡率、新生児死亡率及び周産期死亡率は低下傾向。母の年齢別周産期死亡率は、30歳代以降年齢とともに増加。
- 平成25年の女性のがん検診の受診率（過去2年間）は、子宮頸がん検診（20歳以上）35.4%、乳がん検診（40歳以上）34.8%と、欧米諸国と比べて低い。
- 肥満者の割合は、平成25年では男性は40歳代が最も高く34.9%，次いで50歳代が31.1%。女性は年代とともに上昇。
- 女性の医療施設従事医師及び同歯科医師の割合は年々上昇しているが、薬局・医療施設従事薬剤師の割合は平成14年以降横ばい。

## 第2節 高齢期の状況

- 平成26年12月1日現在、男性では人口の2割以上、女性では3割近くが65歳以上の高齢者。
- 60歳以上の労働力率は、特に男性で諸外国と比較して高い。
- 平成25年では、同居の主な介護者のうち約7割が女性。26年の非就業者のうち、介護・看護を理由に離職した者の数は、女性が男性の4倍。

## 第1節 生涯を通じた男女の健康

## (母子保健関係指標の動向)

女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成25年の出生数は102万9,816人、乳児死亡数は2,185人、新生児死亡数は1,026人、周産期死亡数は3,862人となっており、乳児死亡率、新生児死亡率及び周産期死亡率の長期的な動向を見ると、いずれも総じて低下（改善）傾向にある。

また、平成25年の出生数を母の年齢別に見ると、30～34歳が35.5%と最も多く、次いで25～29歳が27.5%となっており、40歳以上は

4.5%と少なくなっている。一方、母の年齢別周産期死亡率（出産千対）を見ると、25～29歳が3.1と最も低くなっているが、30歳代以降は年齢とともに増加し、45歳以上では11.6となっている。

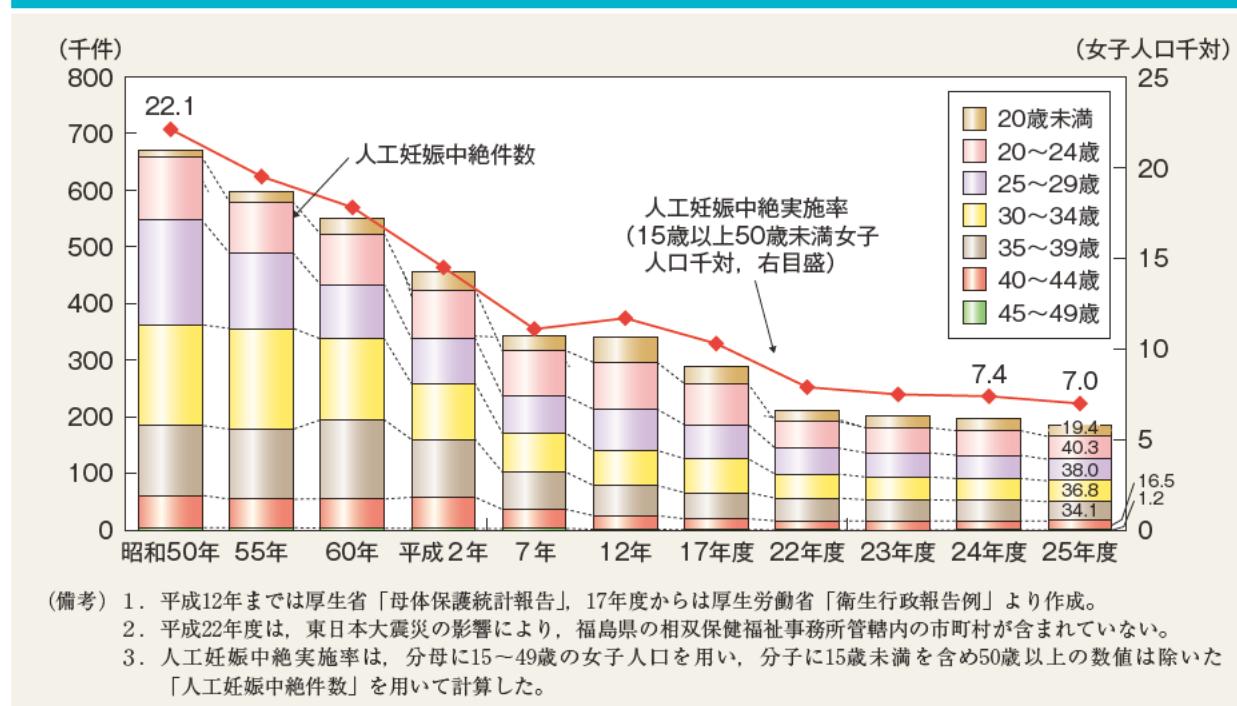
## (人工妊娠中絶件数の動向)

人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）について見ると、総数では件数、実施率共に総じて減少傾向にある。年齢階級別に見ると、平成25年度では、20～24歳が最も多く4万300件となっている（I-5-1図）。

## (女性特有のがん)

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらのがんの総患者数を厚生労働

I-5-1図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



省「患者調査」(平成23年)<sup>27</sup>で見ると、子宮がんは5.5万人、乳がんは19.2万人となっている。

がんは早期発見が重要であるが、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)によると、我が国における女性のがん検診の受診率(過去2年間)は、子宮頸がん検診においては20歳以上で35.4%、乳がん検診においては40歳以上で34.8%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。

#### (HIV感染者<sup>28</sup>等の動向)

厚生労働省エイズ動向委員会「エイズ発生動向年報」によれば、平成26年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びエイズ患者の累計報告件数(速報値)は、凝固因子製剤による感染例を除き、HIV感染者1万6,858件(女性2,280件、男性1万4,578件)、エイズ患者7,633件(女性734件、男性6,899件)となっている。

平成26年に新規で感染が報告された件数(速報値)は、HIV感染者1,075件、エイ

ズ患者445件で、共に前年に比べて減少した。

#### (健康増進に必要な適切な自己管理)

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成25年)によると、肥満者の割合は、男性では、40歳代が34.9%と、他の年齢階級に比べて最も高く、次いで50歳代が31.1%となっている。女性では、年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、50歳代以上では20%以上となっている。一方、低体重(やせ)の者の割合は、女性では、20歳代が21.5%と最も高く、次いで30歳代が17.6%となっている。

同調査によれば、運動習慣のある者の割合は、男性で33.8%、女性で27.2%と平成24年と比べてやや減少している。年代別に見ると、男女共に70歳以上が最も高く、それぞれ49.4%、37.2%となっている。一方で、50歳代以下では、男女ともいずれの年代においても25%未満となっており、特に30歳代は男女

<sup>27</sup> 宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

<sup>28</sup> HIV感染者とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染している者を指す。一方、エイズ患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシティス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

共に13%程度と最も低い。

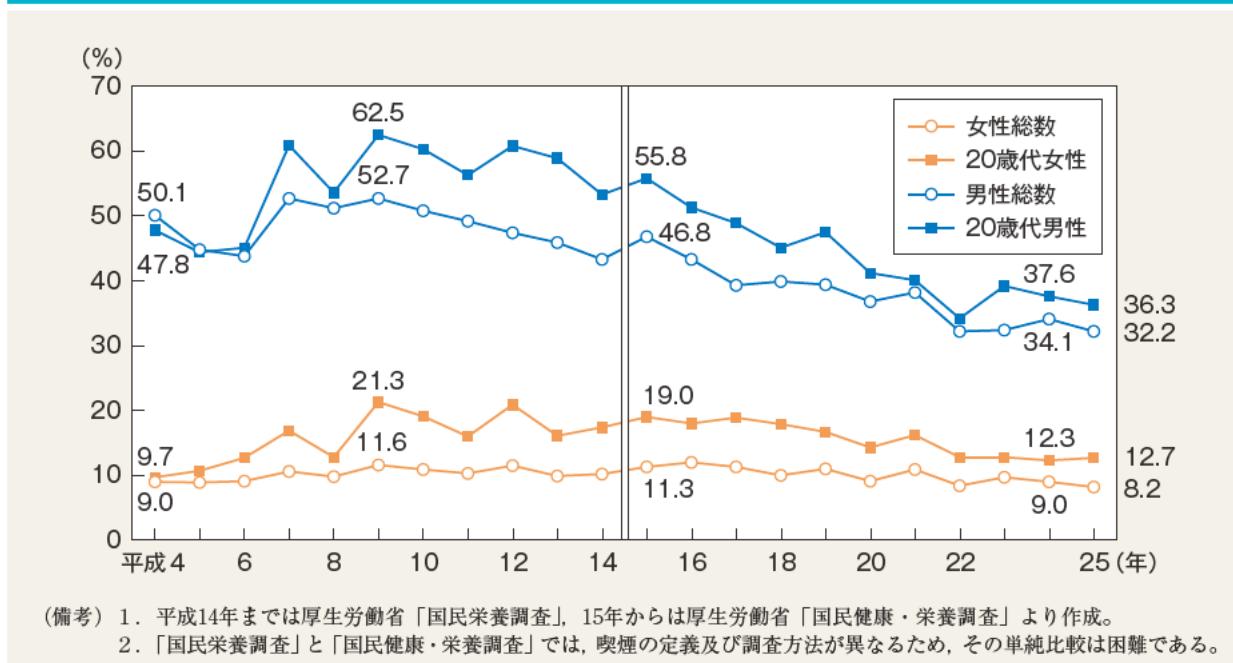
#### (喫煙率の動向)

喫煙率の推移を男女別に見ると、男性は平成15年の46.8%から25年の32.2%まで低下しているが、女性では15年は11.3%、25年は8.2%と微減となっている。このうち20歳代の喫煙率は、男女共に低下傾向にある(I-5-2図)。

#### (上昇を続ける女性医師等の割合)

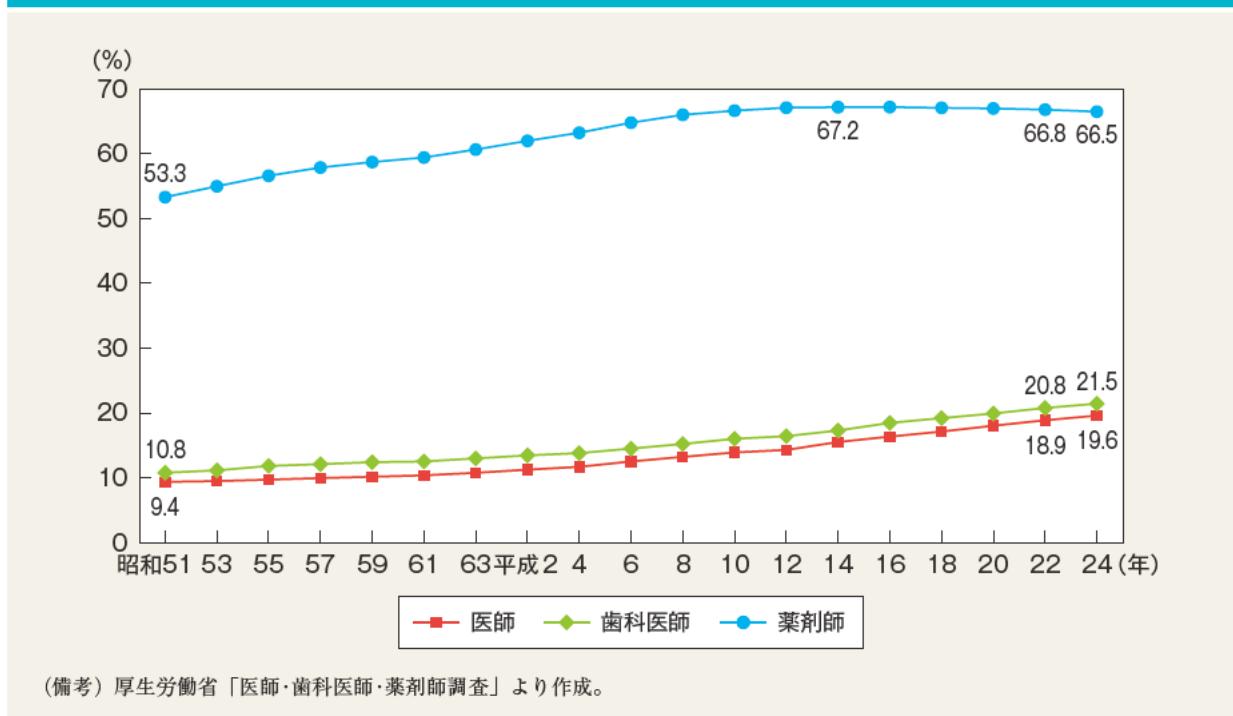
医療施設で働いている医師、歯科医師に占める女性の割合は上昇傾向にある。女性医師の割合は昭和51年の9.4%から平成24年の19.6%まで上昇を続けている。薬局・医療施設で働いている薬剤師に占める女性の割合は14年まで上昇したが、それ以降は横ばいとなっている(I-5-3図)。

I-5-2図 喫煙率の推移(男女別)



(備考) 1. 平成14年までは厚生労働省「国民栄養調査」、15年からは厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。  
2. 「国民栄養調査」と「国民健康・栄養調査」では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

I-5-3図 女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

医師を取り巻く状況を見ると、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態等の指摘があり、女性医師の中には、育児、介護等と仕事との両立が難しい者もいると考えられる。特に、産婦人科医及び小児科医については、新規に医師になる者の多い20歳代で女性医師の割合がそれぞれ68.3%、49.0%となっているが、年齢が上がるにしたがって低くなる傾向がある（I-5-4図）。

## 第2節 高齢期の状況

### （高齢化の現状）

総務省「人口推計」によると、平成26年12月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は26.1%に達し、男性では人口の2割以上（23.2%）、女性では3割近く（28.9%）が65歳以上となっている。また、65歳以上人口の56.9%を女性が占めている。

厚生労働省「平成25年簡易生命表」によると、平成25年の平均寿命は、男性は80.21年、

女性は86.61年であり、前年に比べて男性が0.27年、女性が0.20年伸び、男女とも過去最高を更新している。

### （高齢男女の就業）

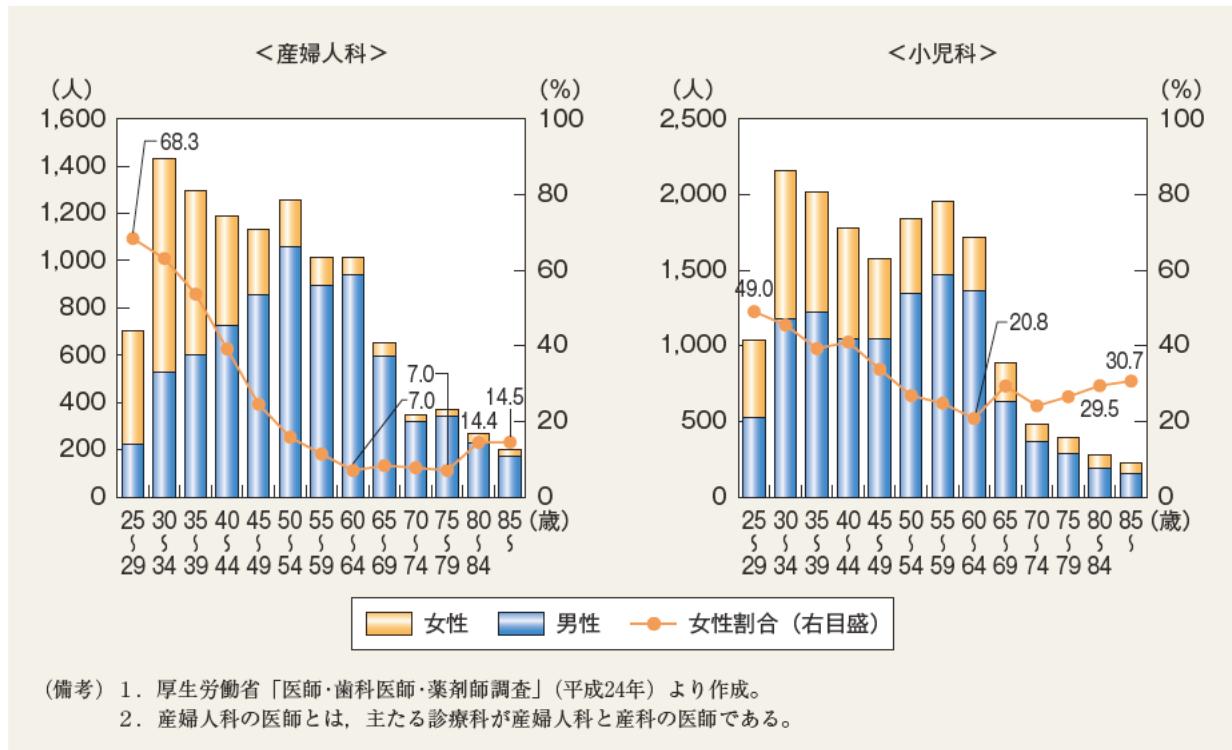
60歳以上の男女の労働力率を見ると、特に男性は、諸外国に比べて高い水準にある（I-2-3図参照）。また、女性は男性よりも水準は低いものの、長期的に見ると労働力率の上昇傾向が続いている（I-2-1図参照）。

### （介護の状況）

厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成27年3月審査分）によると、介護を必要とする高齢者（要支援1～2及び要介護1～5の受給者総数）は、女性が350.2万人と男性の149.2万人の約2.3倍となっている。女性は長寿ゆえに一人暮らしになる可能性が高いなどの理由により、高齢女性の介護は重要な課題である。

介護の担い手の状況を見ると、同居の主な介護者のうち約7割が女性となっている。また、要介護者との続柄を見ると、配偶者が介

I-5-4図 年齢階級別産婦人科及び小児科の医師数（男女別、平成24年）

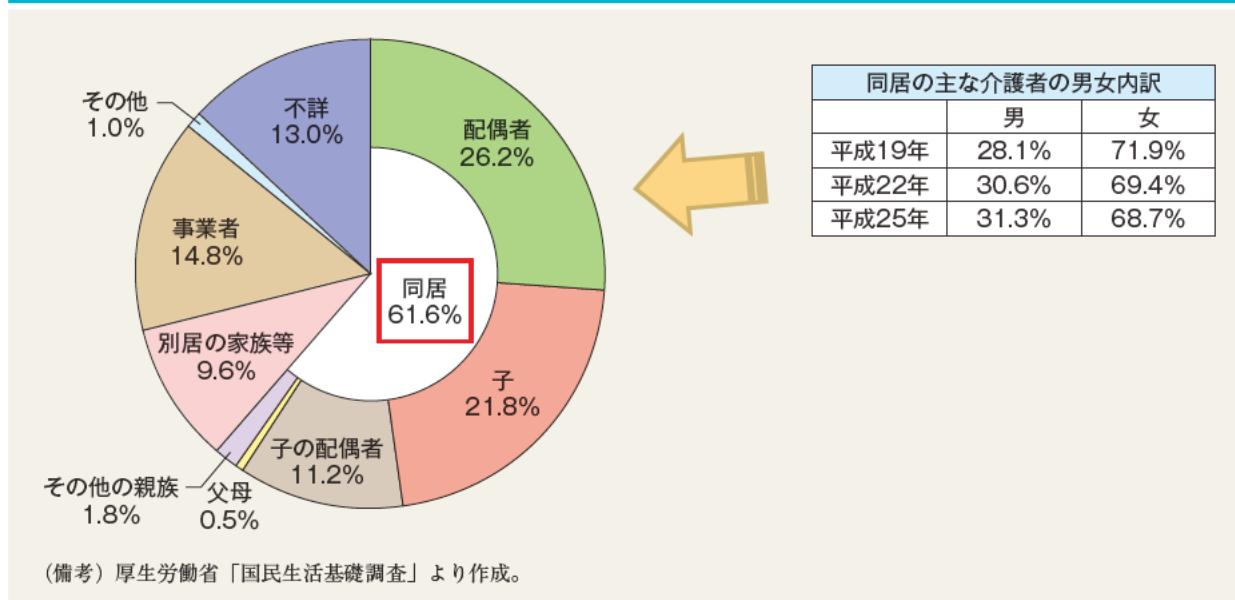


護者全体の26.2%と最も高く、配偶者間の老老介護が多いことがうかがえる（I-5-5図）。

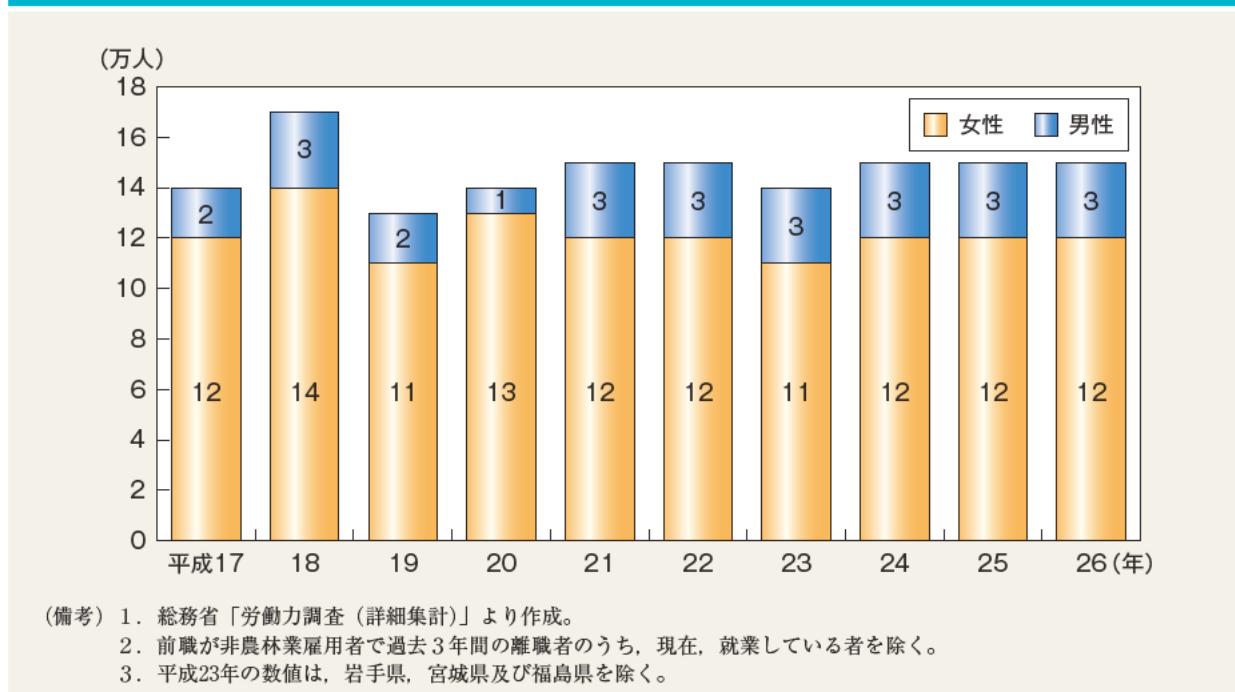
介護の負担は特に女性の就業にも影響を与えており可能性がある。平成26年の非就業者のうち、過去3年間に介護・看護を理由とし

て離職した者的人数は、女性12万人、男性3万人であり、女性は男性の4倍となっている。この傾向は、21年以降、大きな変化がみられない（I-5-6図）。

I-5-5図 要介護者等から見た主な介護者の続柄（平成25年）



I-5-6図 非就業者のうち介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）



## 本章のポイント

## 第1節 教育分野における男女共同参画

- 女子の大学（学部）への進学率は増加傾向にあるが、男子より低い。
- 専門職学位課程への社会人入学者に占める女子の割合は、修士課程への社会人入学者に占める女子の割合に比べて低い。
- 公民館等での学習者は、女性の割合が高い。
- 教員の女性割合は、教育段階が上がるほど、また上位の職になるほど低い。

## 第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、平成26年3月現在で14.6%と緩やかな増加傾向にはあるが、諸外国と比べて低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には、男女で偏りが見られる。

## 第1節

教育分野における  
男女共同参画

(女子の大学進学率は長期的に上昇傾向)

平成26年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.9%，男子96.1%と、女子の方が若干高くなっている。大学（学部）への進学率は、男子55.9%，女子47.0%と男子の方が9%ポイント程度高い。女子は全体の9.5%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は56.5%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が増加傾向にある一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに減少傾向にある。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成26年度では男子14.8%，女子5.9%となっている（I-6-1図）。

なお、文部科学省「学校基本調査」によると、平成26年度における高等教育段階の女子の割合は、大学の学部43.8%，大学院（修士課程）30.2%，大学院（博士課程）33.0%となっ

ている。

(修士課程及び専門職学位課程における社会人の学び直しの状況)

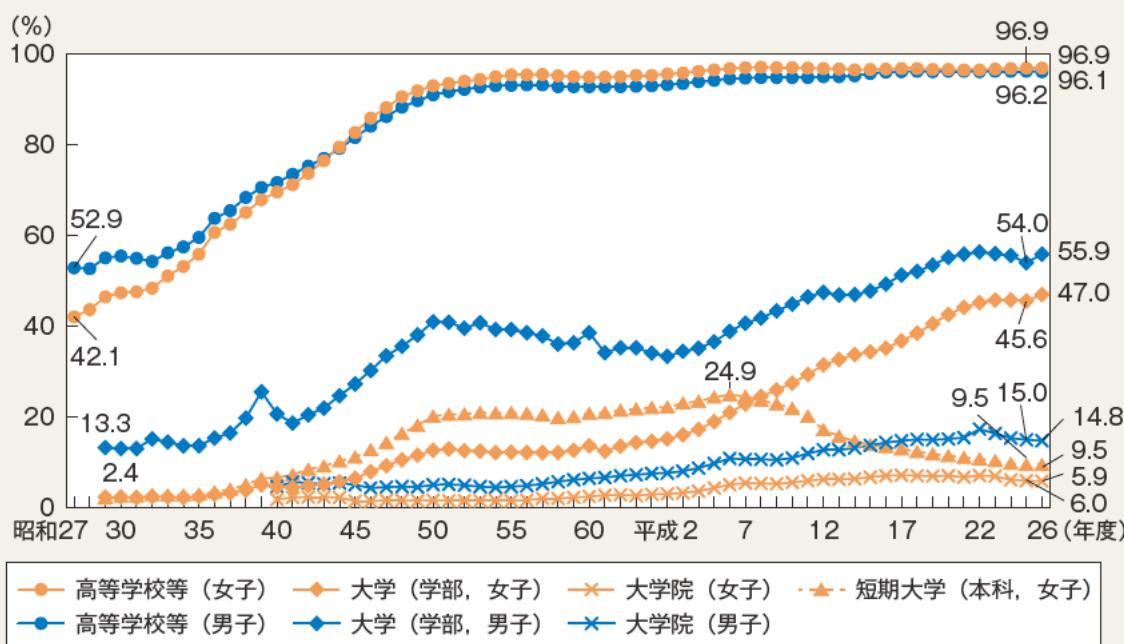
修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると、平成26年度では半数近い49.2%を占めている。

しかし、仕事により直結した学位と言える専門職学位課程への社会人入学者に占める女子の割合は、平成26年度では24.6%であり、16年度以降、おおむね横ばいとなっている（I-6-2図）。

(高等教育在学率の国際比較)

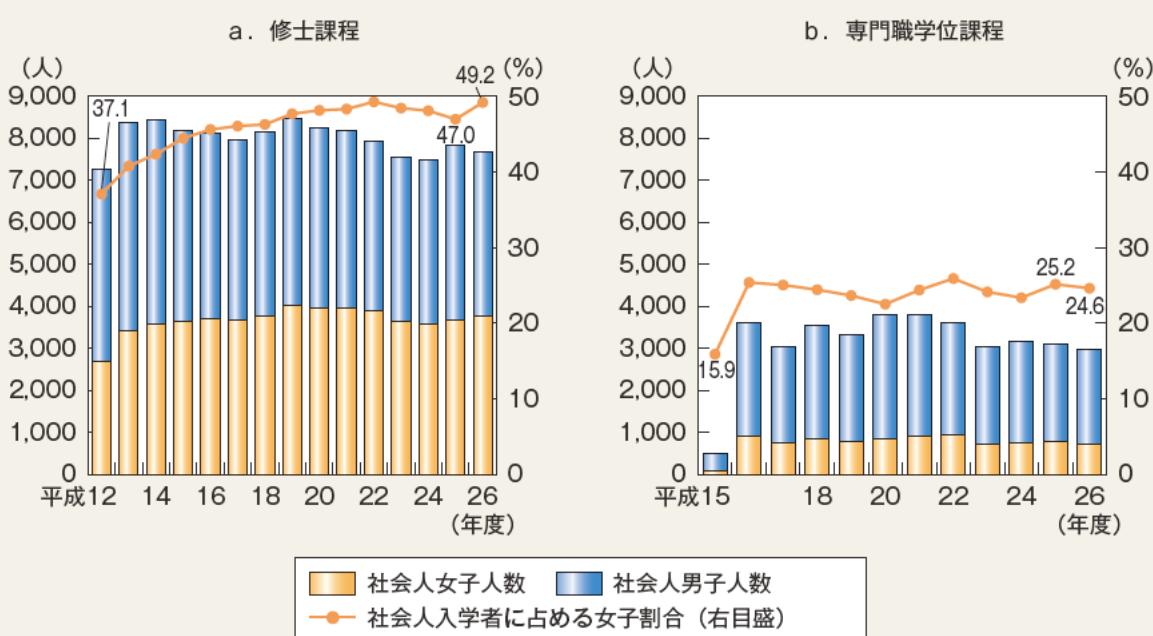
我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている。また、他の国では、男性より女性の在学率が高くなっているが、我が国及び韓国では男性より女性の在学率が低くなっている（I-6-3図）。

I-6-1図 学校種類別進学率の推移



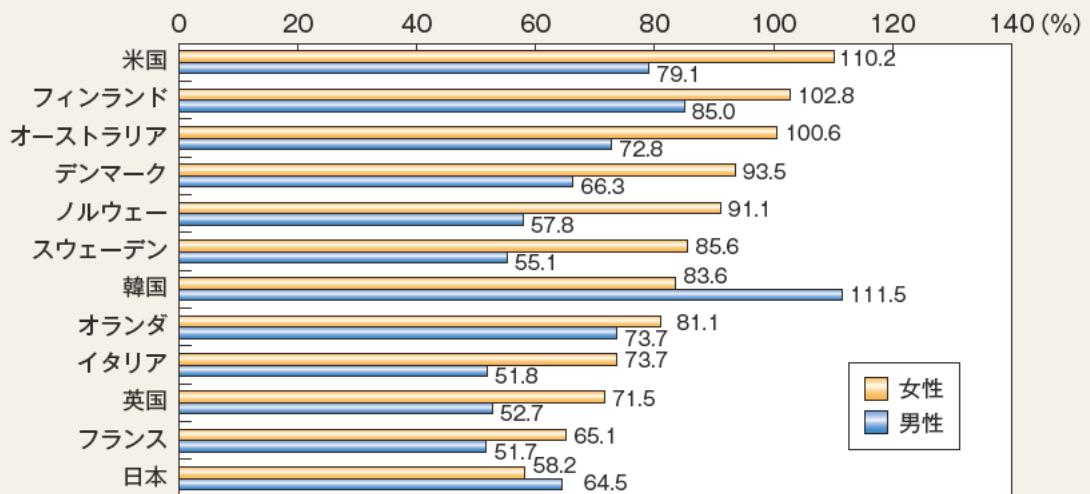
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
 2. 高等学校等：中学校卒業者及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。  
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：過年度高卒者等を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

I-6-2図 社会人大学院入学者数の推移（男女別）



- (備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

I-6-3図 高等教育在学率の国際比較



(備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイト “Gross enrolment ratio, tertiary” より作成。2012（平成24）年時点。  
2. 在学率は「高等教育機関（Tertiary Education, I S C E D 5 及び 6）の在学者数（全年齢）」／「中等教育に続く5歳上までの人口」×100で計算しているため、100%を超える場合がある。

#### (専攻分野別に見た男女の偏り)

大学（学部）の女子学生の専攻分野で最も多いのは社会科学分野（25.4%）であり、社会科学分野専攻の学生を男女別に見ると、3割以上が女子となっている。また、資格取得につながる薬学・看護学等及び教育分野についても女子学生が多い一方、理学及び工学分野を専攻する女子学生は少なく、専攻分野によって男女の偏りが見られる（I-6-4図）。

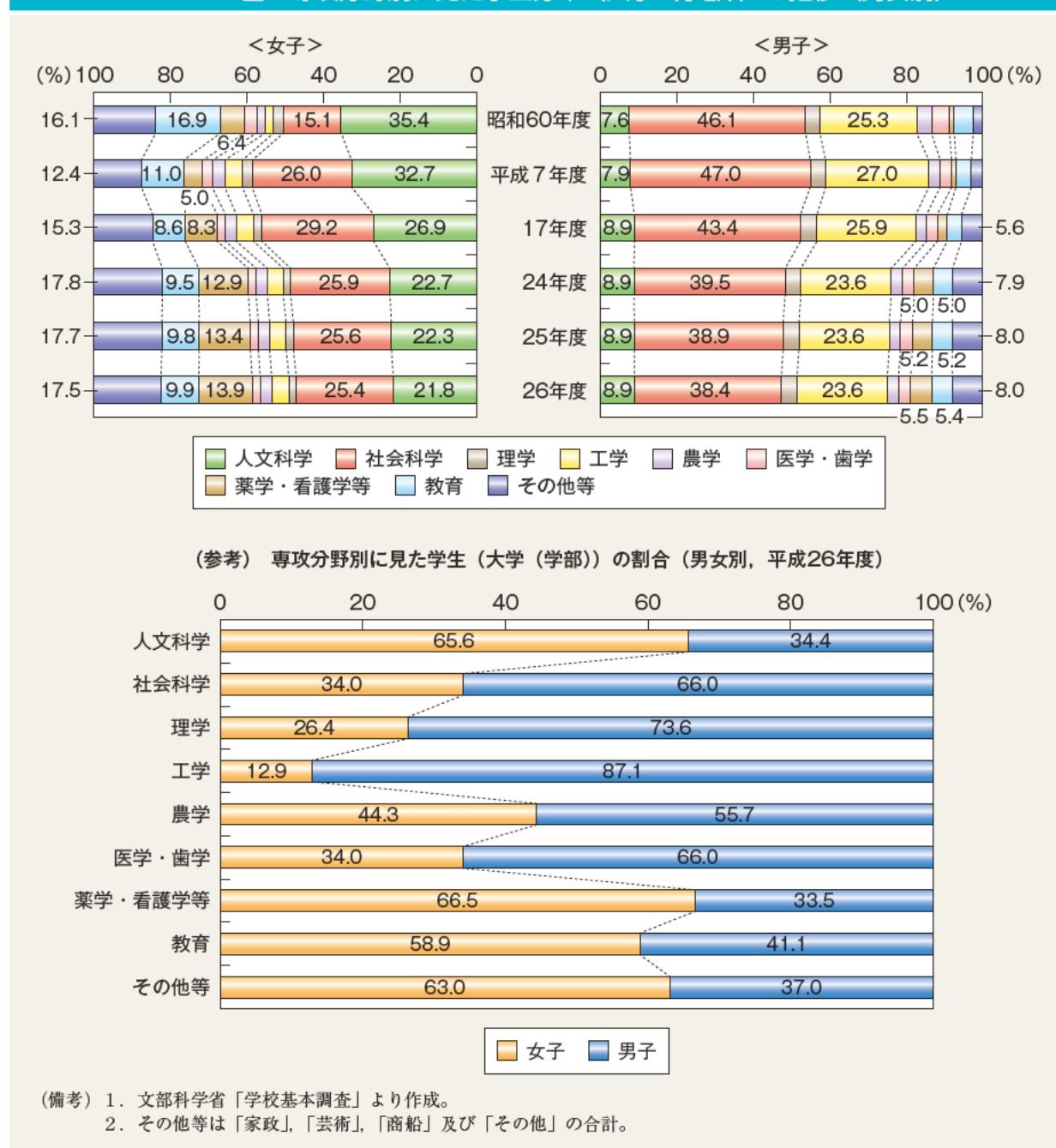
大学院（修士課程）の女子学生の専攻分野で最多いのは工学分野（15.5%）であるが、工学分野専攻の学生を男女別に見ると、女子は11.2%と少ない。一方、資格取得につながる医学・歯学、薬学・看護学等及び教育分野は、理学及び工学分野に比べ、女子学生が多い傾向にあるなど、大学院についても専攻分野によって男女の偏りが見られる（I-6-5図）。

なお、文部科学省「学校基本調査」（平成26年度）によると、博士課程では、人文科学や教育分野を専攻する学生の女子割合が高い。また、法科大学院では27.6%（26年5月1日現在）が女子学生となっている。

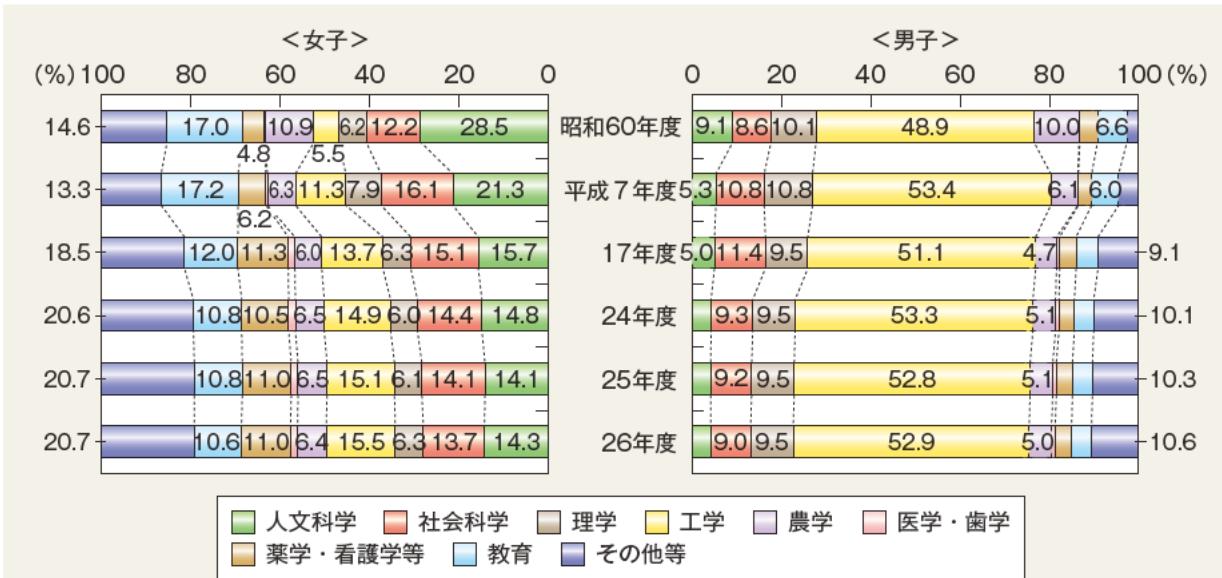
#### (社会教育での学習者)

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、公民館、青少年教育施設等における学級・講座の受講者については、女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」（平成23年度）によると、学級・講座の受講者のうち女性が占める割合は、公民館・公民館類似施設で66.1%，生涯学習センターで63.0%，青少年教育施設で52.7%となっている。

I-6-4図 専攻分野別に見た学生分布（大学（学部））の推移（男女別）



I – 6 – 5 図 専攻分野別に見た学生分布（大学院（修士課程））の推移（男女別）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
2. その他等は「家政」、「芸術」、「商船」及び「その他」の合計。

### (上位の職で少ない女性教員の割合)

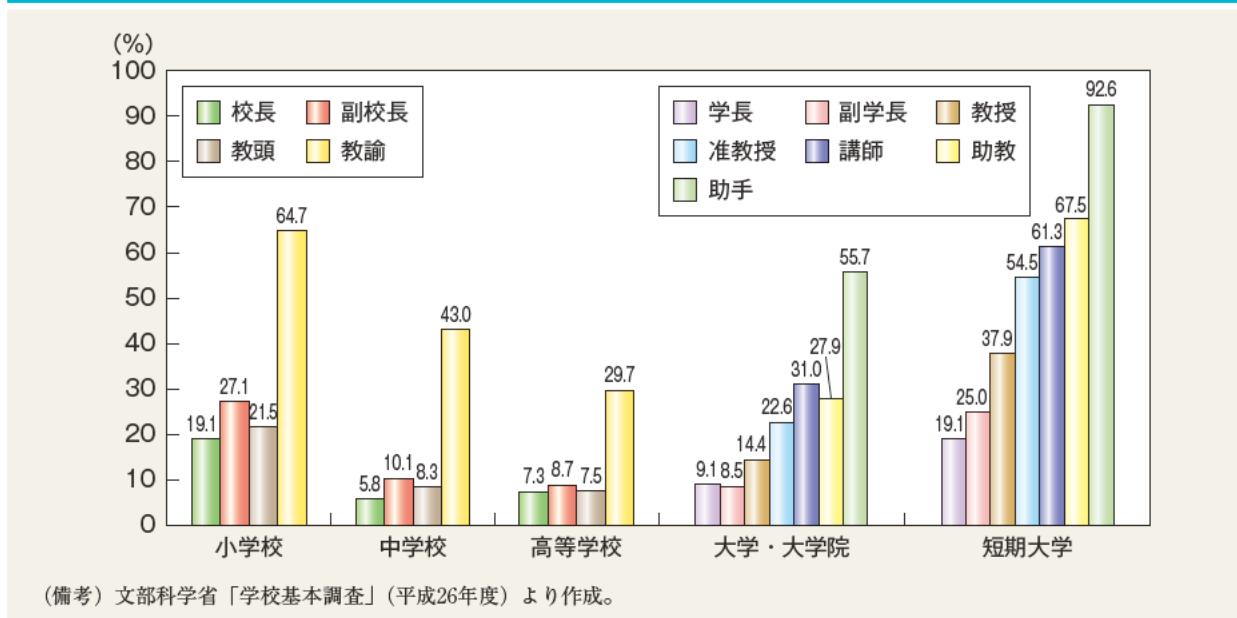
初等中等教育について女性教員の割合を見ると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれてその割合は低くなっている。校長、副校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が26年には19.1%と大幅に上昇していることを始めとして上昇傾向にあるが、その割合は教諭に比べて依然として低い(I-6-6図)。

文部科学省「学校基本調査」(平成26年度)

により、大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると、短期大学では51.7%であるが、大学及び大学院では22.5%にとどまっており、特に教授、副学長及び学長に占める女性の割合は低い。

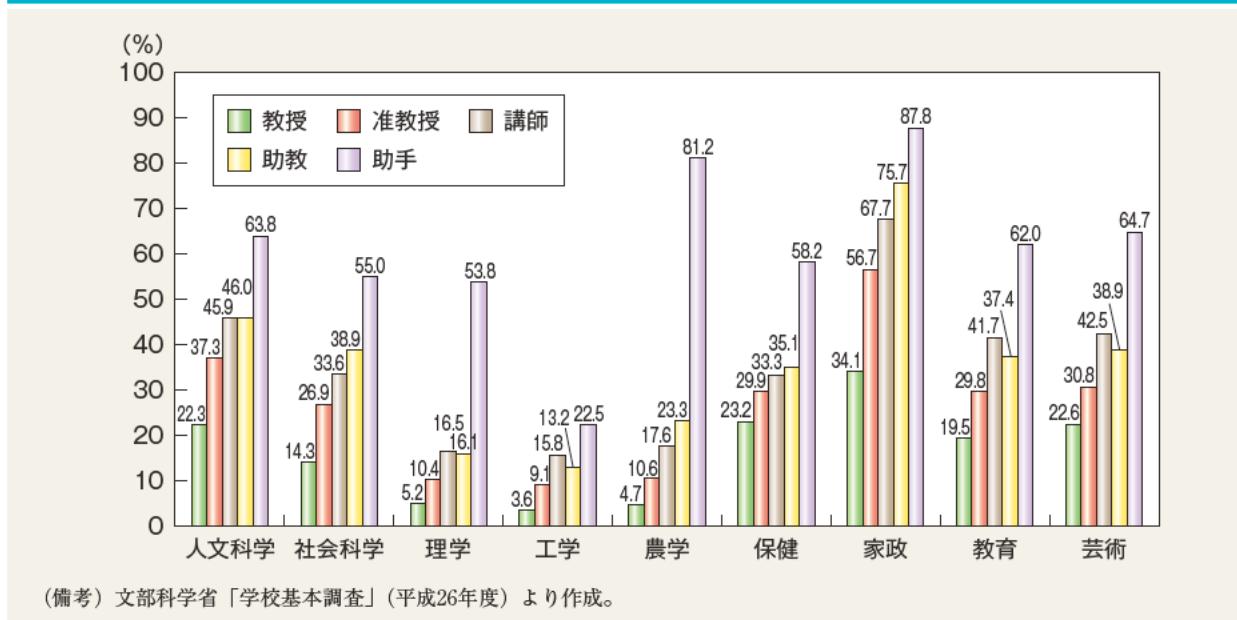
また、大学教員における女性の割合を専門分野別に見ると、比較的女性の割合が高い分野においても、講師、准教授、教授と段階が上がるにつれて女性の割合が低くなる傾向が見られる(I-6-7図)。

I-6-6図 本務教員総数に占める女性の割合(初等中等教育、高等教育、平成26年度)



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成26年度)より作成。

I-6-7図 大学教員における分野別女性割合(平成26年度)



(備考) 文部科学省「学校基本調査」(平成26年度)より作成。

## 第2節

### 研究分野における男女共同参画

#### (女性研究者の割合)

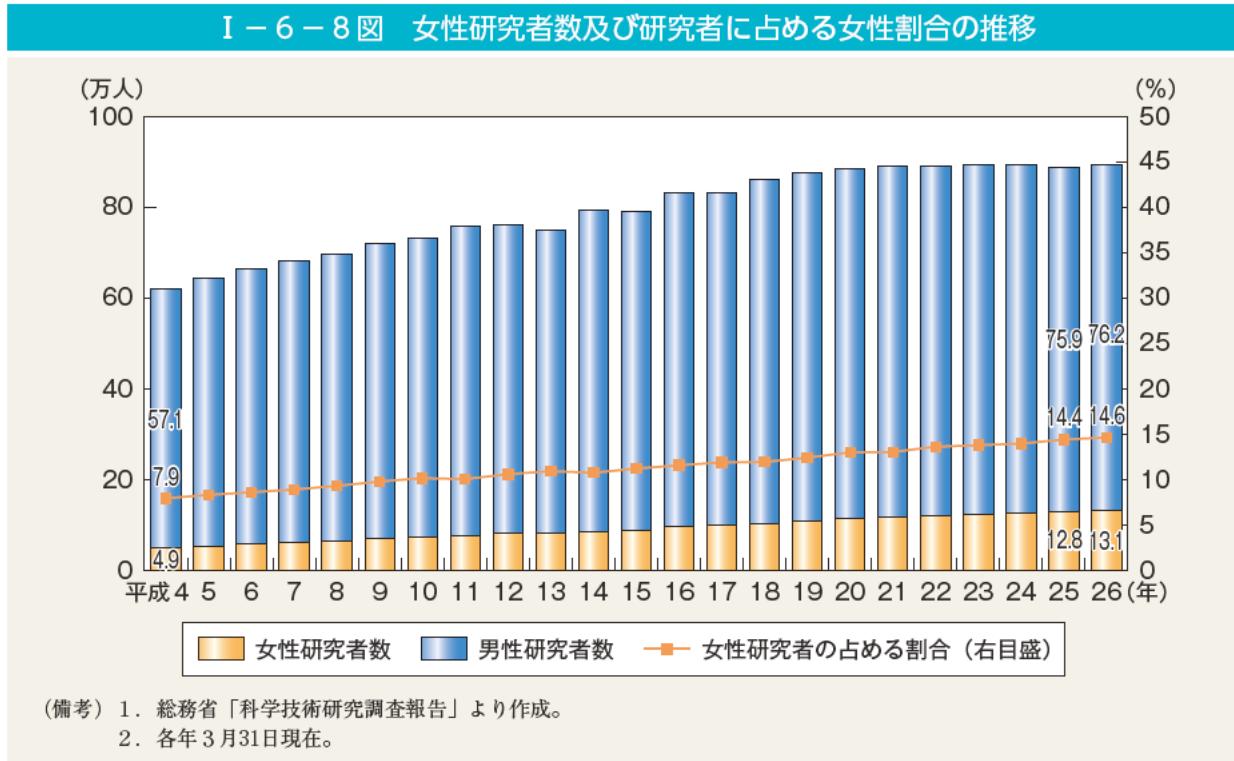
我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成26年3月31日現在で14.6%にとどまっており、諸外国と比べて低い(I-6-8, 9図)。

さらに、所属機関別の研究者に占める女性割合を諸外国と比較すると、我が国は企業に所属する女性研究者の割合が低いことがわか

る(I-6-10図)。既述のとおり、我が国の高等教育機関における女子学生の割合は3~4割程度と高いことから(第1節参照)、女性研究者の割合が高くなる余地はあると言える。

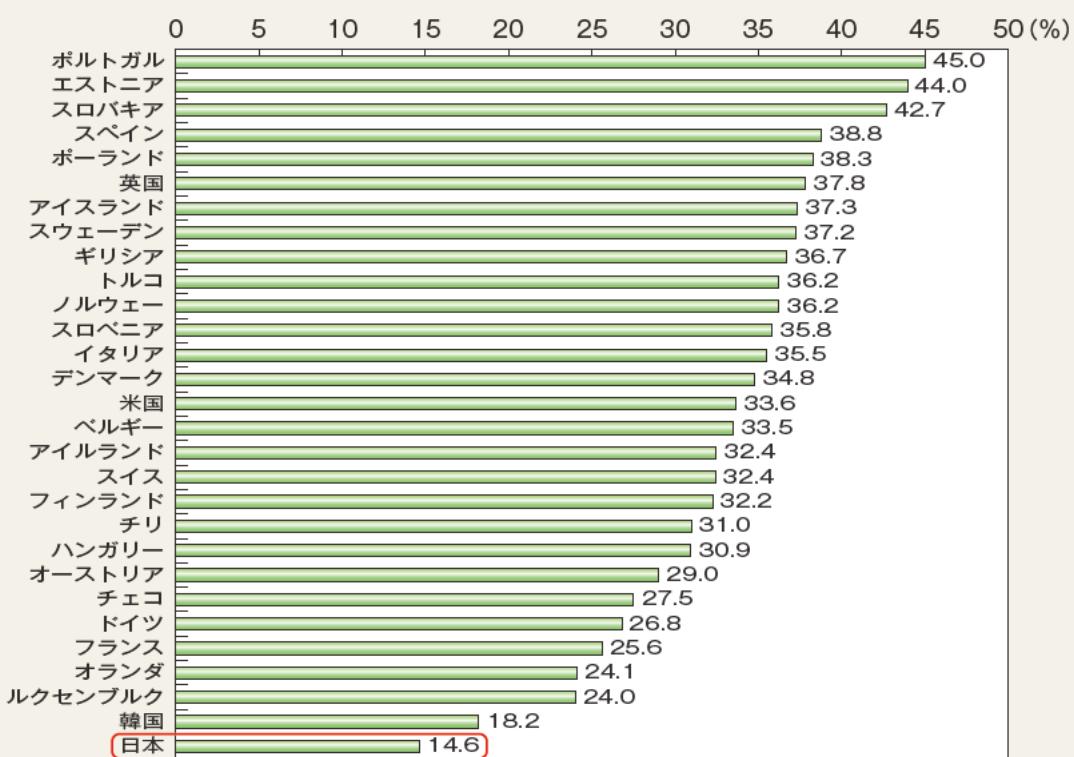
男女共同参画学協会連絡会が実施した調査によると、女性研究者が少ない理由として、家庭と仕事の両立が困難なことや、育児期間後の復帰が困難であること等が上位に挙げられている(I-6-11図)。

I-6-8図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



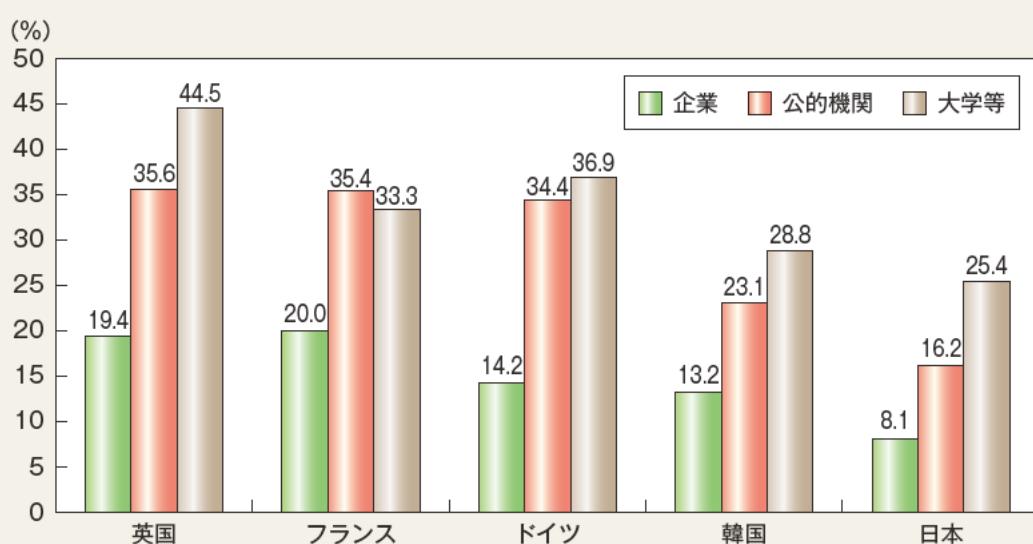
(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。  
2. 各年3月31日現在。

I-6-9図 研究者に占める女性割合の国際比較



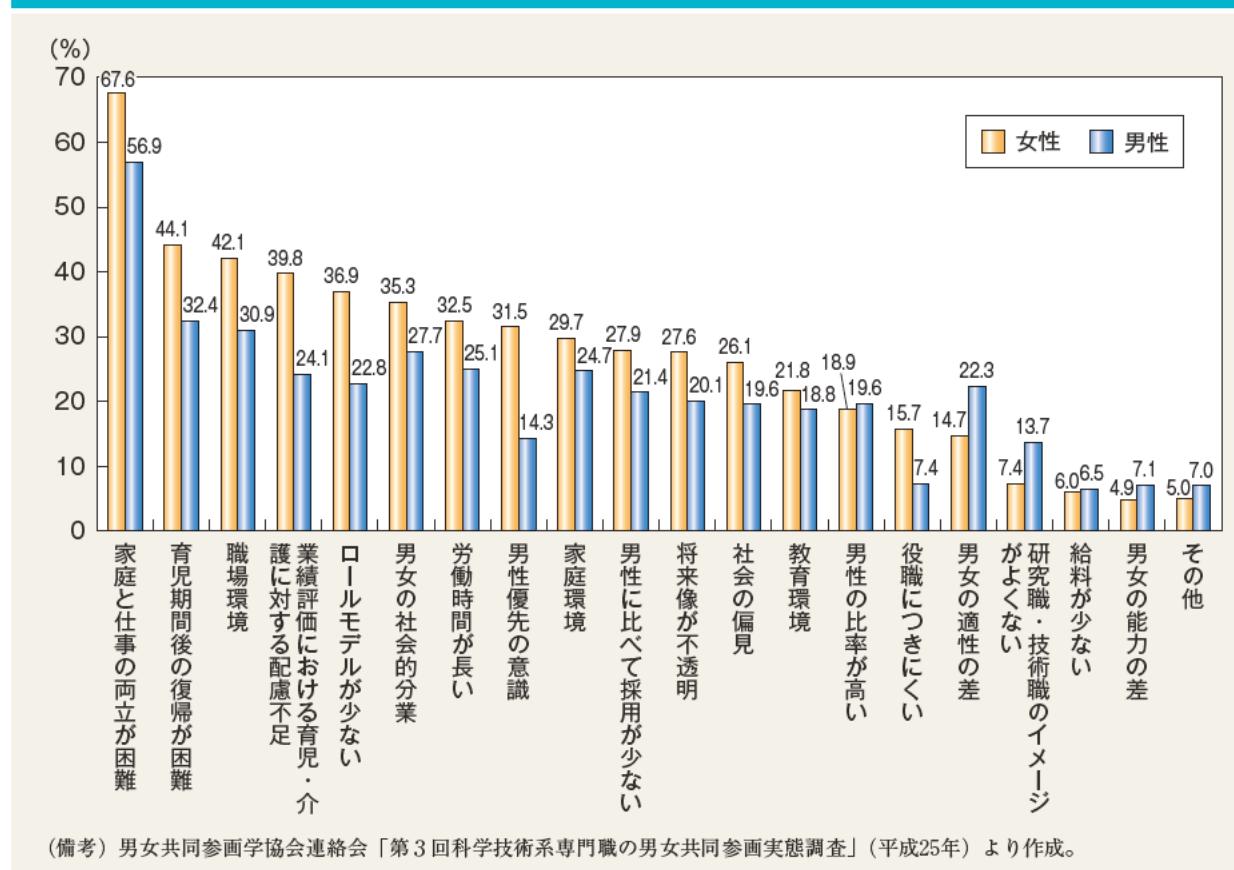
- (備考) 1. 総務省「平成26年科学技術研究調査報告」、OECD“Main Science and Technology Indicators”、米国国立科学財団(National Science Foundation : NSF) “Science and Engineering Indicators 2014”より作成。
2. 日本の数値は、2014(平成26)年3月31日現在の数値。スロバキア、トルコ、韓国は2013(平成25)年値、アイスランド、スウェーデン、ギリシア、ベルギー、アイルランド、オーストリア、ドイツ、オランダ及びルクセンブルクは2011(平成23)年値、米国は2010(平成21)年値。その他の国は2012(平成24)年値。推定値、暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.5%。

I-6-10図 各国における研究者に占める女性割合(機関別)



- (備考) 1. 総務省「平成26年科学技術研究調査報告」、OECD“Main Science and Technology Indicators”より作成。
2. 日本の数値は2014(平成26)年3月31日現在の数値。ドイツの「企業」は2011(平成23)年、その他は2012(平成24)年時点の数値。

I-6-11図 女性研究者が少ない理由（男女別）



(備考) 男女共同参画学協会連絡会「第3回科学技術系専門職の男女共同参画実態調査」(平成25年)より作成。

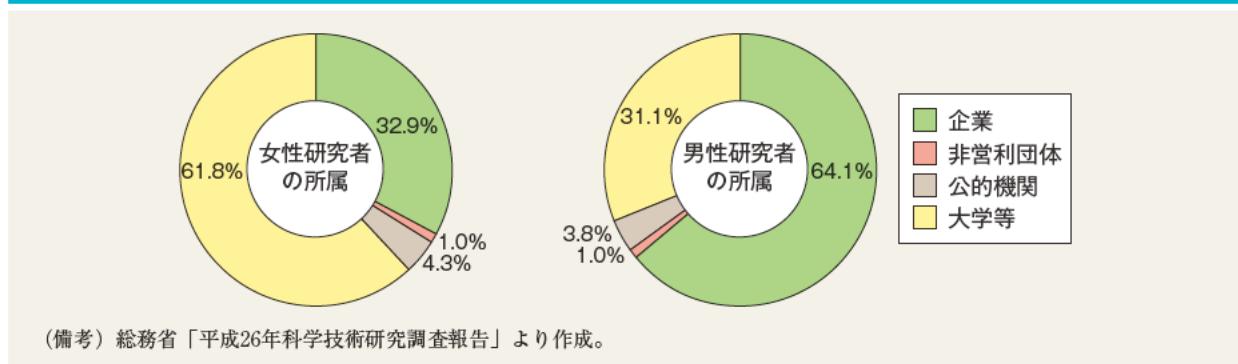
## (女性研究者の所属と専攻分野)

研究者の所属機関を見ると、平成26年には、男性の研究者は、企業に所属するのは6割以上、大学等には3割程度であるが、女性の研究者については、大学等に6割以上、企業には3割程度となっている（I-6-12図）。

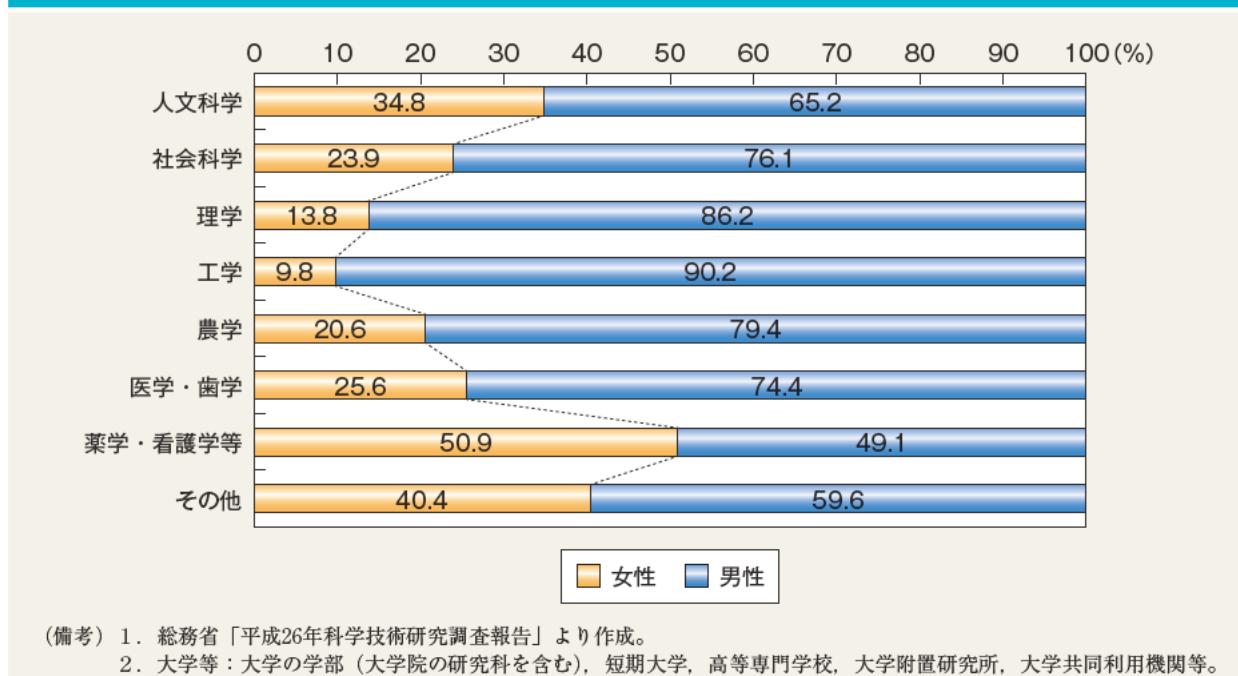
女性研究者の相当部分を占める大学等にお

いて研究に従事する女性の専門分野を見ると、平成26年3月31日現在、薬学・看護学等分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性割合は9.8%、理学分野で13.8%にとどまっている（I-6-13図）。

I-6-12図 研究者の所属機関（男女別、平成26年）



I-6-13図 専攻分野別に見た大学等の研究本務者の割合（男女別、平成26年）



## 本章のポイント

## 第1節 防災における男女共同参画

- 都道府県防災会議における女性委員の割合は増加傾向にあり、平成26年4月現在12.1%。
- 市区町村防災会議に占める女性委員の割合は、平成26年4月現在で7.1%。女性委員のいない防災会議は全体の約3割。特に町村では、半数以上で女性委員がいない。
- 女性の消防団員数は、消防団員総数が減少する中、一貫して増加。女性消防団員がいる消防団数は年々増加しているが、約4割の消防団では女性が入団していない。

## 第2節 復興における男女共同参画

- 岩手県、宮城県及び福島県において、被災地における雇用のミスマッチ解消のため実施している、介護、情報通信等の職業訓練コースの平成25年度受講者数の約6割が女性。建設機械の運転技能等を修得する特別訓練コースにおける女性の割合は2.6%。
- 平成25年度の東日本大震災被災地における女性の悩み・相談事業には、「心理的問題」、「生き方」、「家族問題」等、4,837件の相談。

## 第1節

防災における  
男女共同参画

(都道府県防災会議における女性委員の割合)

都道府県防災会議における女性委員の割合は、平成26年4月1日現在で12.1%（前年比1.4%ポイント増）と増加傾向にある。女性委員のいない都道府県防災会議の数は25年に初めてゼロとなった。しかし、鳥取県や徳島県のように、女性委員の割合が4割を超えるところがある一方、広島県のように女性委員の割合が2%に満たないところもある（I-7-1図）。

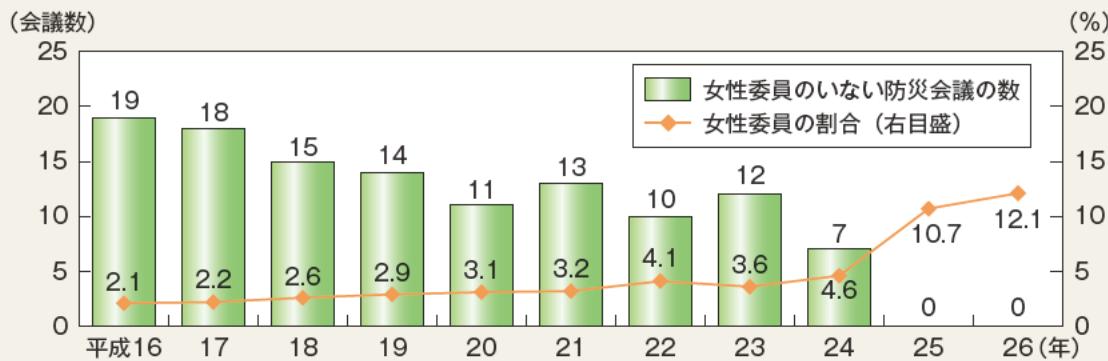
平成24年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加えることが可能となったため、この規定を活用し、女性委

員の割合を高めた都道府県が多い（I-7-2表）。都道府県によっては、知事が府内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用したり、指定公共機関や指定地方公共機関に対し役職を問わず女性の推薦を依頼するなど、女性委員の割合を高める工夫を行っている。

(市区町村防災会議における女性委員の割合等)

平成26年4月1日現在の市区町村防災会議の女性委員の割合は7.1%となっている。地方公共団体の種類別に見ると、政令指定都市で12.1%，政令指定都市以外の市区で8.7%，町村で4.3%となっている。女性委員のいない市区町村防災会議は、同会議総数の31.9%となっており、特に町村の半数以上の防災会議で女性委員がいない（I-7-3表）。

I-7-1図 都道府県防災会議数と委員に占める女性割合の推移



(参考：都道府県別の状況)

	総数（平成26年4月）			（参考）平成25年4月の女性割合（%）
	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性割合（%）	
北海道	65	4	6.2	6.3
青森県	58	10	17.2	19.0
岩手県	67	6	9.0	7.8
宮城県	53	5	9.4	7.5
秋田県	58	5	8.6	9.6
山形県	59	7	11.9	11.9
福島県	51	6	11.8	9.8
茨城県	50	5	10.0	10.0
栃木県	52	4	7.7	2.1
群馬県	48	4	8.3	8.5
埼玉県	69	4	5.8	7.2
千葉県	53	2	3.8	1.9
東京都	66	2	3.0	4.7
神奈川県	54	8	14.8	14.8
新潟県	70	17	24.3	25.7
富山県	64	9	14.1	14.1
石川県	65	6	9.2	7.7
福井県	56	2	3.6	3.6
山梨県	61	3	4.9	5.0
長野県	61	5	8.2	8.1
岐阜県	60	7	11.7	11.7
静岡県	55	4	7.3	9.3
愛知県	74	3	4.1	4.1
三重県	53	6	11.3	9.6
計				
2,780				
337				
12.1				
10.7				

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。  
2. 原則として各年4月1日現在。

I-7-2表 都道府県防災会議の委員の状況（平成26年）

災害対策基本法第15条第5項の規定		委員総数(人)	女性委員数(人)	女性割合(%)
1号	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	699	11	1.6
2号	当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	47	0	0.0
3号	当該都道府県の教育委員会の教育長	47	1	2.1
4号	警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	47	1	2.1
5号	当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	399	61	15.3
6号	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	195	3	1.5
7号	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	1,025	73	7.1
8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者	274	184	67.2
会長	当該都道府県の知事	47	3	6.4
計		2,780	337	12.1

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成26年度)より作成。  
2. 原則として平成26年4月1日現在。

I-7-3表 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合（平成26年）

	市区町村 防災会議数	0 (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	平均 (%)	
市区	(件) (%)	793 100.0	89 11.2	154 19.4	255 32.2	244 30.8	42 5.3	6 0.8	3 0.4	8.9
うち政令指定都市	(件) (%)	20 100.0	0 0.0	1 5.0	10 50.0	7 35.0	0 0.0	1 5.0	1 5.0	12.1
うち政令指定都市以外	(件) (%)	773 100.0	89 11.5	153 19.8	245 31.7	237 30.7	42 5.4	5 0.6	2 0.3	8.7
町村	(件) (%)	820 100.0	426 52.0	119 14.5	149 18.2	112 13.7	12 1.5	2 0.2	0 0.0	4.3
合計	(件) (%)	1,613 100.0	515 31.9	273 16.9	404 25.0	356 22.1	54 3.3	8 0.5	3 0.2	7.1

(参考：都道府県別の状況)

都道府県名	市区町村 防災会議 数	市区町村防災会議の委員			市区町村防災会議の委員に占める女性の割合 (%)						
		総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性割合 (%)	0 (いない)	1%~ 5%未満	5%~ 10%未満	10%~ 20%未満	20%~ 30%未満	30%~ 40%未満	40%以上
北海道	170	3,739	112	3.0	65.3	14.1	12.4	7.6	0.6	0.0	0.0
青森県	37	705	28	4.0	48.6	10.8	27.0	13.5	0.0	0.0	0.0
岩手県	31	1,030	48	4.7	35.5	25.8	29.0	9.7	0.0	0.0	0.0
宮城県	35	1,042	59	5.7	37.1	25.7	14.3	22.9	0.0	0.0	0.0
秋田県	24	674	46	6.8	58.3	12.5	8.3	8.3	12.5	0.0	0.0
山形県	31	938	54	5.8	29.0	12.9	45.2	9.7	3.2	0.0	0.0
福島県	40	945	44	4.7	55.0	15.0	15.0	7.5	7.5	0.0	0.0
茨城県	41	1,267	81	6.4	12.2	39.0	26.8	19.5	2.4	0.0	0.0
栃木県	25	708	45	6.4	28.0	28.0	20.0	24.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	22	751	44	5.9	31.8	22.7	27.3	18.2	0.0	0.0	0.0
埼玉県	63	2,140	165	7.7	12.7	19.0	41.3	27.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	48	1,477	134	9.1	20.8	12.5	27.1	37.5	0.0	0.0	2.1
東京都	53	2,059	229	11.1	5.7	7.5	32.1	43.4	11.3	0.0	0.0
神奈川県	32	1,006	80	8.0	18.8	21.9	25.0	31.3	3.1	0.0	0.0
新潟県	30	839	47	5.6	36.7	23.3	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
富山县	15	522	23	4.4	33.3	20.0	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	19	423	27	6.4	31.6	10.5	26.3	31.6	0.0	0.0	0.0
福井県	16	484	37	7.6	12.5	31.3	25.0	25.0	6.3	0.0	0.0
山梨県	21	485	37	7.6	23.8	19.0	19.0	38.1	0.0	0.0	0.0
長野県	77	1,866	141	7.6	39.0	11.7	20.8	23.4	5.2	0.0	0.0
岐阜県	42	983	56	5.7	35.7	14.3	26.2	23.8	0.0	0.0	0.0
静岡県	34	957	65	6.8	23.5	23.5	29.4	17.6	5.9	0.0	0.0
愛知県	54	1,469	132	9.0	16.7	14.8	29.6	35.2	1.9	1.9	0.0
三重県	25	756	51	6.7	20.0	28.0	20.0	32.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	19	534	59	11.0	10.5	5.3	21.1	47.4	10.5	5.3	0.0
京都府	26	751	59	7.9	19.2	11.5	50.0	15.4	3.8	0.0	0.0
大阪府	40	1,382	133	9.6	15.0	12.5	25.0	45.0	2.5	0.0	0.0
兵庫県	41	1,286	99	7.7	14.6	29.3	22.0	29.3	2.4	2.4	0.0
奈良県	36	824	56	6.8	44.4	11.1	19.4	16.7	8.3	0.0	0.0
和歌山县	27	596	43	7.2	44.4	18.5	11.1	18.5	7.4	0.0	0.0
鳥取県	16	326	44	13.5	25.0	0.0	18.8	43.8	12.5	0.0	0.0
島根県	19	575	34	5.9	26.3	26.3	36.8	10.5	0.0	0.0	0.0
岡山県	25	546	92	16.8	20.0	0.0	20.0	36.0	12.0	4.0	8.0
広島県	23	773	50	6.5	26.1	21.7	30.4	21.7	0.0	0.0	0.0
山口県	19	574	55	9.6	31.6	10.5	26.3	21.1	5.3	5.3	0.0
徳島県	24	542	26	4.8	37.5	20.8	20.8	20.8	0.0	0.0	0.0
香川県	16	387	28	7.2	25.0	25.0	25.0	18.8	6.3	0.0	0.0
愛媛県	19	463	17	3.7	42.1	31.6	15.8	10.5	0.0	0.0	0.0
高知県	32	677	58	8.6	28.1	3.1	28.1	37.5	3.1	0.0	0.0
福岡県	55	1,346	172	12.8	23.6	7.3	18.2	30.9	14.5	5.5	0.0
佐賀県	19	424	37	8.7	21.1	15.8	36.8	21.1	5.3	0.0	0.0
長崎県	21	662	33	5.0	28.6	23.8	28.6	19.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	45	1,614	95	5.9	13.3	28.9	51.1	4.4	2.2	0.0	0.0
大分県	18	538	34	6.3	27.8	11.1	33.3	27.8	0.0	0.0	0.0
宮崎県	23	670	33	4.9	39.1	21.7	26.1	13.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	35	895	40	4.5	48.6	17.1	20.0	14.3	0.0	0.0	0.0
沖縄県	30	658	43	6.5	40.0	10.0	26.7	16.7	6.7	0.0	0.0
計	1,613	44,308	3,125	7.1	31.9	16.9	25.0	22.1	3.3	0.5	0.2

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成26年度)より作成。  
 2. 原則として平成26年4月1日現在。  
 3. 全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、無回答及び総委員数をゼロと回答した128団体を除く1,613団体により集計。  
 4. 「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

## (防災の現場における男女共同参画)

平成26年4月1日現在の全国の女性消防団員数は2万1,684人で、5年前の21年4月1日現在に比べて約3,800人(約1.2倍)増加した。また、消防団員に占める女性の割合は、26年4月1日現在で2.5%と低いものの、消防団

員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して増加傾向にある(I-7-4図)。

女性消防団員がいる消防団数は年々増加しているが、平成26年4月1日現在、全消防団の61.6%にとどまっており、約4割の消防団で女性が入団していない(I-7-5表)。

I-7-4図 女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。  
2. 消防団員数は、各年4月1日現在。  
3. 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の人数及び24年の宮城県牡鹿郡女川町の人数は、22年4月1日現在の値となっている。

I-7-5表 女性消防団員のいる消防団数の推移

	消防団数	うち女性を採用している消防団数	消防団に占める女性のいる消防団の割合 (%)
平成21年	2,336	1,154	49.4
22年	2,275	1,194	52.5
23年	2,263	1,237	54.7
24年	2,234	1,276	57.1
25年	2,224	1,321	59.4
26年	2,221	1,368	61.6

- (備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。  
2. 消防団員数は、各年4月1日現在。

## 第2節

### 復興における男女共同参画

#### (東日本大震災後の雇用状況)

岩手県、宮城県及び福島県における雇用情勢は、復興需要等により求人の増加等の堅調な面も見られるが、沿岸部では、人口減少や復旧・復興の遅れにより、雇用者数が回復しないなど、依然として厳しい状況にある地域も見られる。

被災地における雇用のミスマッチ解消のため厚生労働省が実施している公的職業訓練では、介護、情報通信等の職業訓練コースを設定しており、平成25年度の受講者数は1万

342人で、このうち約6割が女性となっている。なお、建設機械の運転技能等を修得する特別訓練コースの受講者数は673人で、受講者に占める女性の割合は2.6%と低くなっている(I-7-6表)。

厚生労働省では、東日本大震災等の影響による失業者の雇用機会を創出するため、都道府県に造成した基金を活用し、雇用の受け皿を作り出す事業を行っている。この震災等緊急雇用対応事業により、平成25年度実績で、岩手県、宮城県及び福島県で約2万5,000人の雇用を創出したが、このうち約1万5,000人(58.9%)が女性となっている(I-7-7表)。

I-7-6表 岩手県・宮城県・福島県の職業訓練の受講者数(男女別、平成25年度)

	職業訓練コース			特別訓練コース		
	女性	男性	合計	女性	男性	合計
岩手県	1,742	1,071	2,813	6	144	150
	61.9	38.1	100.0	4.0	96.0	100.0
宮城県	2,457	1,286	3,743	1	74	75
	65.6	34.4	100.0	1.3	98.7	100.0
福島県	2,184	1,402	3,586	5	243	248
	60.9	39.1	100.0	2.0	98.0	100.0
3県合計	6,511	3,831	10,342	17	656	673
	63.0	37.0	100.0	2.6	97.4	100.0

(備考) 1. 厚生労働省統計より作成。

2. 平成25年度に開講した公的職業訓練(公共職業訓練及び求職者支援訓練)コースの実績。

3. 「特別訓練コース」は、建設機械の運転技能等を習得するコース。

I-7-7表 岩手県・宮城県・福島県の震災等緊急雇用対応事業雇用実績(男女別、平成25年度)

	事業数	事業額 (億円)	雇用状況 (人)				
				女性(人)	割合(%)	男性(人)	割合(%)
岩手県	546	64.9	3,327	2,041	61.3	1,286	38.7
宮城県	717	139.9	10,456	6,239	59.7	4,217	40.3
福島県	1,218	127.6	11,551	6,652	57.6	4,899	42.4
3県合計	2,481	332.4	25,334	14,932	58.9	10,402	41.1

(備考) 厚生労働省「震災等緊急雇用対応事業雇用実績調べ(平成25年度実績)」より作成。

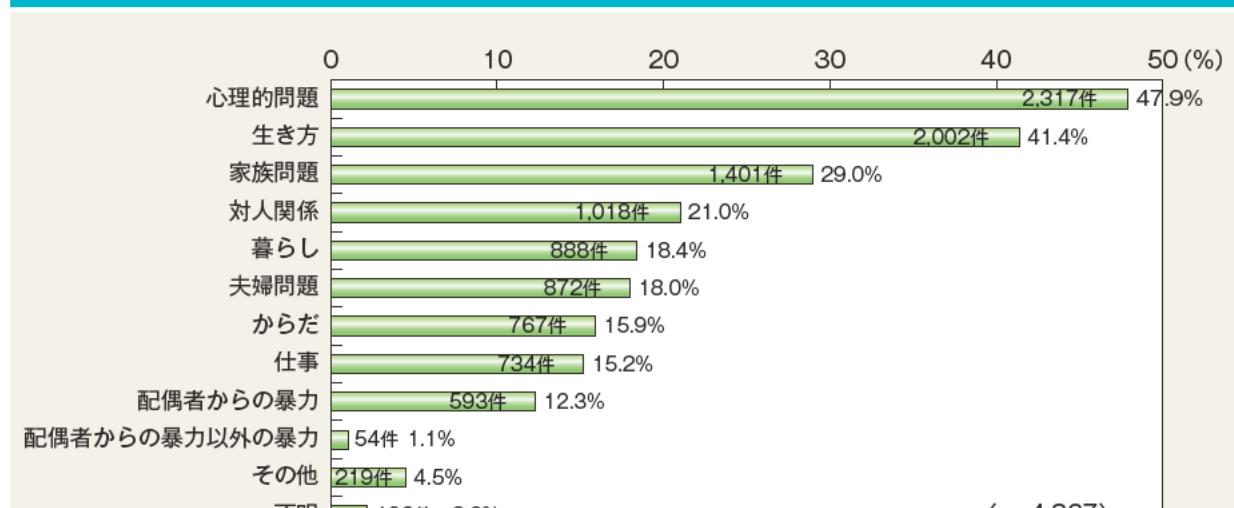
### (東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業)

内閣府では、岩手県、宮城県及び福島県に臨時相談窓口を開設し、東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業を実施している。平成25年度に同3県の相談窓口に寄せられた相談件数は4,837件となっている。その内訳は、不安、抑うつ、PTSD<sup>29</sup>等の「心理的問題」が47.9%と最も多く、次いで、生きがいや孤独・孤立等の「生き方」が41.4%、親、兄弟又は子供との関係等の「家族問題」が29.0%となっている(I-7-8図)。

相談の中には、「心が復興に追いつかず、

自分だけ置いていかれた気持ちになる」、「震災で家を失い親族と同居を始めたが、疎まれ家に居場所がない」、「放射性物質の身体への影響が心配。将来結婚して子供を産めるのか不安」、「震災で家族を失い、一人で頑張ってきたが孤独に耐えられなくなり死にたい」等のほか、「震災後に夫の暴力がひどくなり、子供にも暴力を振るうようになった」、「職場の男性から性的嫌がらせを受けているが、震災後にやっと見つけた仕事なので辞めたくない」等、配偶者等からの暴力に関する相談もある。

I-7-8図 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 相談内容の内訳(平成25年度)



(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。

2. 相談件数(総件数4,837件)は、電話相談及び面接相談の合計(要望・苦情、いたずら、無言を除く)。

3. 複数回答。

<sup>29</sup> 心的外傷後ストレス障害(posttraumatic stress disorder)の略語。